

Title	ニュールンベルグ裁判の再検討
Sub Title	Reexamination of the nuremberg military trial
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.12 (1989. 12) ,p.335- 369
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田口精一教授 平良教授 退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891228-0335

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ニュールンベルグ裁判の再検討

内 山 正 熊

- 一 序
- 二 判決と宣告
- 三 ニュールンベルグ裁判と国連
- 四 ニュールンベルグ裁判の論評
- 五 ニュールンベルグ裁判と東京裁判
- 六 結 び

一 序

ニュールンベルグ裁判は、ドイツの戦争責任者を徹底的に断罪して、最も象徴的な形で第二次世界大戦の結末をつけた戦争裁判として、世界史上嚆矢をなすものである。それは第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約と対比するときとりわけ鮮明である。第一次大戦後の対独講和条約においては、かの戦争責任条項をかかげてドイツに全責任を負わせながら、しかしその戦争責任の主犯たるドイツ皇帝訴追を実行出来ずに終った。しかるに、第二次大戦後は、講和

条約を度外視して断乎として連合国は国際軍事裁判所を開廷し、ヒトラーなきあとの主要戦争犯罪人を悉く告発し断罪したのである。このニュールンベルグ裁判は、「平和に対する罪」、「人道に対する罪」を糾弾する戦争責任追求の正念場であった。

ウォーター・リップマンは、このニュールンベルグ裁判をマグナ・カルタに比しているが、事実その名称も、通常の軍事裁判所条例とはちがひ、「憲章^{チャーター}」を使った。"The Charter of the International Military Tribunal"が原名であることから、それが別格のものであることが知られるであろう。

その起訴状を見ても、ナチス指導者を網羅する被告が顔をならべ、その訴因も次のような格調高いものであった。

訴因第一 共同の計画又は共同謀議

訴因第二 平和に対する罪

訴因第三 戦時犯罪

訴因第四 人道に対する罪

殊に、第一、第二、第四の訴因、とりわけ第二の「平和に対する罪」は、在来国際法の範疇を越えた新概念であつて、それをもってドイツ戦犯を完膚なきまでに糺弾したのである。その裁判の結果は、勝者の側の一方的裁判であり、戦争の責任は敗戦国のみに求められ、戦敗国は戦勝国に比して著しく偏見的取扱ひを受けたのであった。裁判の審理に当っては証拠資料の収拾、事実認定などはすべて連合国によってのみ一方的に行われ、侵略については、ドイツのためだけの処罰が行われ、連合国側の行為については一切不問に附されたのである。戦勝国は、敵方を非難しているのと同じ犯罪を犯しながら、自らはその非行を裁判所の管轄から脱れるような仕組みにして、敵方の犯罪リストを作成し、戦勝国の定めた犯罪定義によって裁き、その事実認定、弁護において一方的で公平を欠いたものであった。

それ故に、戦勝国側からも、英国のロード・ハンキーの如く、つとにその欠陥を衝いた「政治・裁判・過誤」と文

字通りの自己反省を表明した批判書が出されているのであり、このような事情から、ニュールンベルグ裁判の余波は、前向きな平和促進に向ってよりも、むしろ逆コースの方に向ったのである。

周知のように、裁判終了後程なく国際緊張の時代に入り、国際紛争が多発するに至ったが、それはニュールンベルグ裁判の成果に暗い影を投げかけた。さらには、その裁判に中心的役割を果たした米国それ自身が朝鮮戦争、ベトナム戦争をひき起したということも看過することは出来ないであろう。

ここに、ニュールンベルグ裁判の僅か一年前の一九四五年、広島と長崎に原爆が投下されていたことを想起すべきである。それが明白な戦争法規、国際法違反であるに拘らず、その責任は不問にして、米国が文明の代表として正義の衣を着て裁いたことは、自己偽瞞を包蔵した裁判にほかならなかった。原爆投下の筆頭責任者はいわずもがな米国大統領である。しかし、ニュールンベルグ裁判では、指導者責任を問いながらしかも米国は無答責の立場に立って、国家も政治家も自らの所業には唇をぬぐって、審判の座にいたのである。その裁判は、最初から、否、最初の前から致命的な欠陥があった。その裁判は戦勝者の法廷の前にひき出された戦敗者の受ける裁きであった。⁽²⁾ここにニュールンベルグ裁判の限界があり、また反動が生れる所以がある。

それにも拘らず、ニュールンベルグ裁判が、戦争を不正とし、戦争悪を摘発して国際正義実現に向っての一道標であることが強調されているのである。それは、第一次大戦後、米国のウィルソン大統領がヴェルサイユ条約の巻頭に「国際連盟規約」をかかげて平和の使徒たらんとしたのと軌を同じくして、第二次大戦後のトルーマン大統領は、講和条約に先立ってニュールンベルグ憲章を高示したことにとも観取されるであろう。

本稿は、国連事務総長の提出した覚書である「ニュールンベルグ裁判所条例及び判決——歴史と分析」(The Charter and Judgement of The Nuremberg Tribunal, History and Analysis. United Nations—General Assembly, International Law Commission, Lake Success, New York, 1949) をかつて全訳した経験に基いて、その概要を紹介することを通

じて、ニュールンベルグ裁判の再検討を行うものである。その全貌をうかがうために目次をまずかかげるが、歴史資料としての国際軍事裁判所条例とそれに関連する協定、またそれに補遺として収められていた「主要日本戦争犯罪人に関する裁判」の全訳も末尾につけることにした。

最初に、「判決と宣告」は全文を記述し、次にその裁判の結果が国連の中にもちこまれ、それを国連がニュールンベルグ諸原則として定式化せんとした経緯を紹介し、次いでニュールンベルグ裁判全体の論評に及んでから、最後に東京裁判との異同をとりあげて結ぶことにする。

ニュールンベルグ裁判所条例及び判決

——歴史と分析——

（事務総長により提出された覚書）

国際連合——総会

国際法委員会

レイク・サクセス、ニューヨーク

一九四九年

目次

序

第一部 ニュールンベルグ条例及び裁判の概観

- 一、モスクワ宣言（一九四三年）
- 二、ロンドン協定（一九四五年）
- 三、国際軍事裁判所条例

四、起訴

五、審理

六、判決及び宣告

第二部 ニュールンベルグ条例及び判決の諸原則を方式化せんとする計画に関する国際連合に於ける考察

とする計画に関する国際連合に於ける考察

- 一、総会第一会期の第二部（一九四六年自十月二十三日至十二月十六日）

- 二、国際法及びその法典化の漸進的発達に関する委員会（一九四七年自五月十二日至六月十七日）

A、議事の大要

B、主要論点に関する討議の要約

- (一) 委員会の権限に関する問題、即ちニュールンベルグ原則を方式化せんとする計画の立案について
- (二) ニュールンベルグ原則を集成する条約草案
- (三) 人類の平和及び安全に対する犯罪の一般法典化乃至

国際刑法典

(四) 刑事裁判権に関する国際裁判所の問題

(a) 戦争宣伝に関するポーランド代表の提案

三、総会第二会期（一九四七年自九月十六日至十一月二十九

日）

第三部 ニュールンベルグ裁判所による条例の適用

一、条例の法的性格

二、国際法の下に於ける個人の刑事責任。国家の行為。上官の命令

A、弁護側の反駁

B、検察側の論告

C、裁判所の判定

三、国際犯罪一般

四、平和に対する罪

A、平和に対する罪の範疇

B、侵略戦争

C、国際条約、協定若しくは保障の侵犯による戦争

D、共同計画若しくは謀議

(一) 検察側の論点

(二) 弁護側の反駁

(三) 裁判所の判定

(a) 共同且具体的計画

(b) 共同謀議の対象

E、犯罪性ある戦争の計画、準備、開始若しくは遂行

(一) 計画及び準備

(二) 開始

(三) 遂行

五、戦時犯罪

A、定義

B、戦争法規若しくは慣習の侵犯としての戦時犯罪

六、人道に対する罪

A、定義

B、人道に対する罪に関する裁判所の一般声明

C、人道に対する罪の範疇

D、人道に対する罪は平和に対する罪若しくは戦時犯罪と

関係せらるべきであるという要求

E、国内法に対する第六条(c)の優越性

F、人道に対する罪を犯し得る者

G、人道に対する罪と現行国際法

七、指導者、組織者、煽動者及び共犯者の責任

八、犯罪性ある組織

A、条例の規定

B、検察側の論点

C、弁護側の反駁

D、裁判所の判定

九、裁判管轄権

補遺

主要日本戦争犯罪人に関する裁判

第一、一九四三年十月十三日のドイツの残虐行為に関するモス

クワ宣言

附録

第二、国際軍事裁判所の設置に関する協定

(1) Lord Hankey, *Politics, Trials and Errors* (Oxford, 1950) は、連合国の無条件降伏政策と戦争裁判の批判を行ったものであるが、筆者はこれの内容紹介を法学研究第二五巻第四、第五号に「ハンキー卿の戦争責任論」と題して昭和二十七年に発表した。本稿はこれに依拠するところが多い。

(2) Eugene Davidson, *The Nuremberg Fallacy* 1973, The Macmillan Company N.Y. p. 285 "The Nuremberg doctrines did not and do not reflect the actual practices of states and statesmen. The trials were fatally flawed from the beginning, from before the beginning; they were trials of the vanquished brought before the courts of the victors."

二 判決と宣告

一九四六年一〇月一日、ニュールンベルグ国際軍事裁判所は、ナチス・ドイツの主要戦犯を裁いた結果、絞首刑一名、禁固刑七名、無罪三名の判決を下して幕を閉じた。そこでは更に侵略戦争は厳そかに非合法と宣告され、通常の戦争犯罪のみならず、侵略戦争を謀議遂行した罪、平和に対する罪、人道に対する罪を断罪する画期的宣告がなされたのである。それは戦勝国の仕組んだ戦敗国に対する見せしめ裁判であつたにせよ、戦争指導者の刑事責任を含む戦争違法性の法理に立脚して、ナチス・ドイツの指導者を裁いたことは峻厳な歴史的事実である。

一九四五年八月八日のロンドン協定に定められたところに従って、特別国際法廷で裁判され、二四名のナチス指導者は起訴され、一九四五年一月二〇日から一九四六年一〇月一日まで四〇三回の公開法廷で、一般戦争犯罪だけでなく、平和と人類に対する罪の告発を受け、その結果、一二被告が絞首刑以下の判決を受けた。個人被告の判決は次

の通りであった。

ヘルマン・ゲーリング	四訴因全部につき有罪 絞首刑宣告 (Guilty on four counts, sentenced to hanging)
ルドルフ・ヘス	共同謀議及び平和に対する罪の訴因について有罪 終身刑宣告 (sentenced to life)
ヨアヒム・フォン・リッペン	四訴因全部につき有罪 絞首刑宣告
ヴィルヘルム・カイテル	四訴因全部につき有罪 絞首刑宣告
エルンスト・カルテンブルンナー	戦時犯罪及び人道に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
アルフレッド・ローゼンベルグ	四訴因全部につき有罪 絞首刑宣告
ハンス・フランク	戦時犯罪及び人道に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
ウィルヘルム・フリック	平和に対する罪、戦時犯罪及び人道に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
ユリウス・シュトライヒアー	平和に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
ワルター・フランク	平和に対する罪、戦時犯罪及び人道に対する罪の科で有罪 (guilty on charges of) 終身刑宣告
ヒオルマー・シャハト	無罪放免
カール・デーニツ	平和に対する罪及び戦時犯罪の訴因について有罪 十年刑宣告
エーリッヒ・レーダー	共同謀議、平和に対する罪及び戦時犯罪の訴因について有罪 終身刑宣告
バルドウール・フォン・シーラッハ	人道に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
フリッツ・ザウケル	戦時犯罪及び人道に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
アルフレッド・ヨードル	四訴因全部につき有罪 絞首刑宣告
マルテン・ボルマン	戦時犯罪及び人道に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
フランツ・フォン・パーベン	無罪放免
アルトール・ザイス・インクワルト	平和に対する罪、戦時犯罪及び人道に対する罪の訴因について有罪 絞首刑宣告
アルベルト・シュベアー	戦時犯罪及び人道に対する罪の訴因について有罪 二十年刑宣告
コンスタンティン・フォン・ノイラート	四訴因全部について有罪 十五年刑宣告

ハンス・フリッチェ

無罪放免

己に有罪とが判定されたナチスに対しては、大赦は連合国管理委員会によって拒否され、宣告は実行に移された。ヘルマン・ゲーリングは刑の執行前に自殺を遂げた。

*

右判決宣告を東京裁判の判決と比較してみると、ニュールンベルグ裁判よりも東京裁判の方がきびしかったのが知られる。東京裁判の二八被告の殆ど全部、即ち二六名は共同謀議の故で有罪を宣告され、その罪を免れた者は僅か二名で無罪放免は一名もなかった。ここに個人別の判決宣告は省略し、訴因についての量刑をかかげれば左の如くである。

- (1) 侵略戦争の共同謀議
松井、重光両被告を除く全被告有罪。
- (2) 対中国侵略戦争
松井、大島、白鳥の三被告を除く全被告有罪。
- (3) 対米、英、蘭侵略戦争
荒木、橋本、広田、松井、南、大島、白鳥を除く全被告有罪。
- (4) 対仏侵略戦争
重光、東条両被告のみ有罪。
- (5) 対ソ侵略戦争
張彭峯事件につき土肥原、板垣両被告のみ有罪。
ノモンハン事件につき、土肥原、板垣、平沼の三被告有罪。
- (6) 通例の戦争犯罪
残虐行為の命令、授權、許容につき、土肥原、板垣、木村、武藤、東条の各被告有罪。
適切な措置をとらず、法律上の義務を故意又は不注意により無視したことにつき、畑、広田、木村、小磯、松井、武藤、重光の各被告有罪。

判決は次のような刑の宣告を下した。

絞首刑……………東条、広田、土肥原、板垣、木村、松井、武藤の七被告。
終身禁固刑……………木戸、平沼、賀屋、嶋田、白鳥、大島、荒木、星野、小磯、畑、梅津、南、鈴木、佐藤、橋本、岡の十六被告。

禁固二十年……東郷被告。
禁固七年……重光被告。

この東京裁判については後にふれることにするが、それが裁判という法的外装がとられてはいるけれども、その本質が勝者の敗者に対する復讐と戦勝国の戦敗国に対する報復とであったことは共通している。それは、今日では到底考えられない異常事態の占領下に行われたものであったことを考慮にいれなければならないにせよ、戦勝国の威をかって正義を貫徹したということを戦敗国民は痛感したのである。

このように戦敗国に鉄槌を下した軍事裁判は、その後でいかなる結果を招来したであろうか。ナチス・ドイツを徹底的にたたいた結果、ドイツはいかなる受けとめ方をしたであろうか。ニュールンベルグ裁判の反応はドイツではいかなる効果をもたらしたであろうか。戦後すでに半世紀近くたって、この軍事裁判はすでに風化しつつある。いまやかつてニュールンベルグ原則とまで謳われた国際法上の評価を受けたことは忘れられつつある。

たしかにニュールンベルグ裁判は、まがいもなく政治裁判であって、力は正義であることを貫徹したものであった。しかし、ここにいみじくも、その力の貫徹を実践した戦勝国代表の米国は、このニュールンベルグ裁判の法的成果を強調して、これを国際連合の舞台にもちこみ、国際法委員会という国際法の専門分野の中でその法的価値を高めようとし、国際連合はこれをともに受けとめたのである。

三 ニュールンベルグ裁判と国連

ニュールンベルグ裁判が政治裁判であることから法的側面においては当然欠陥があったのに拘らず、その法的側面

が戦後の平和機構である国際連合で全面的容認を受け、ニュールンベルグ諸原則(Nuremberg Principles)として、人類の平和と安全に対する犯罪の一般法典化または国際刑法典との関連において定式化される運びにまでなったことは、注目に値する。

ところでニュールンベルグ裁判に対する第一の批判は、裁判所が政治裁判にはかならないということである。事実その法廷構成も、中立国の裁判官を交えずに戦勝国のメンバーのみによって占められ、戦勝国の定めた犯罪定義に従って裁かれたのである。その審理過程を見ればその事実認定において、弁護においても、総じて敗戦国に対して公正を欠いたものであったことは何人も否定出来ないところである。所詮、ニュールンベルグ裁判は、東京裁判におけるインドのパール判事の言葉を借りれば「法律的外貌をまもっているけれども本質的には政治的」なものであったのである。

それにも拘らずトルーマン大統領がニュールンベルグの法的側面を強調して、「侵略戦争を行うすべての者を処理する国際刑法典の制定は、全世界の最良の法精神によって研究され重視されるに値する」として、人類の平和と安全に対する犯罪の一般的法典化に関するニュールンベルグ諸原則を再確認することを国際連合に要望したのである。米国はニュールンベルグ裁判の成果が国際連合によって裏付けられることを期待したのである。

ニュールンベルグ裁判の判決が下されてから三週間後に、国連総会は、一九四六年一〇月二三日の開会に当って、ニュールンベルグ裁判所条例の重要性を再確認したのである。米国大統領は、その総会席上で、「ニュールンベルグ条例」は、法と正義の原則に基いて、すべての国の人民の間に合意が求められて成功したながい道程であった」として、さらに「国連二三カ国は、侵略戦争を計画し、開始し、遂行することは、人類に対する罪であって、それに対しては国家のみならず個人もまた国際裁判の法廷の前に裁かれるべきであるという原則をニュールンベルグ憲章で義務づけられている」ことに注意を促したのである。

一〇月二四日総会に提出された補足報告でも、事務総長は、ニュールンベルグ諸原則は、国際法の恒久的部分とせられるべきであるという提議を行っている。さらに事務総長は、ニュールンベルグ裁判は、国際法及びその法典化を促進する上に新たな道を開いたとして、次の宣言を行ったのである。

「平和のために、かつまた将来の戦争に対して人類を守らんがために、ニュールンベルグ裁判の中に含まれている原則、それに従ってドイツ戦犯が判決された諸原則を可及的速かに国際法の本体の恒久的部分 (Permanent part of the body of international law) とすることは決定的に重要である。」

爾後、新しい戦争の挑発者は、その犯罪に対して法と刑罰とが存在することを知らなければならない。ここにこそ、国際法の新たに生命を賦与された体系を展開する任務を果すという高遠な理想があるのである。」

総会はさらに、ニュールンベルグ裁判所条例により認められた国際法の諸原則の法典化に関する決議案を提出した。これに対してソ連代表は、法典化 “codification” の言葉を、再確認 “reaffirmation” に代えることを提議したが、英代表は確認の方が適当であるとしたので、法典化でなく確認 “affirmation” の語を用いることに意見の一致を見たのである。このような経緯で、「ニュールンベルグ条例及び判決の諸原則を定式化 (formulation) する計画」を国連は推進することになったのである。

主要論点に関する討議の要約の中で注目すべきは、フランス代表が一九四七年五月二七日の覚書で、ニュールンベルグ裁判所条例及び判決に表れた諸原則の明確な定義を提示したことである。その原則は次の如くである。

- (a) 国際刑事問題における国内法に対する国際法の優位。
- (b) 個人は、国際犯罪人及びその共犯者に対し科刑し得る国際刑法の支配下に立つ。
- (c) 上官により発せられた命令は刑法に反する行為を犯すことを正当化しない。
- (d) いかなる侵略戦争、即ち武力の行使が国連憲章によって認められないような場合に起された戦争は、国際法の下における犯罪と考えらるべきである。

(e) 戦争法、即ちハーグ条約及びその附屬規定は、交戦者に対してその因由の如何を問わず適用さるべきである。

次に、「人類の平和及び安全に関する犯罪の一般法典化乃至は国際刑法典」の準備は延ばさるべきではないとされて、三種の法典化概念が生れたのである。その一は、ニュールンベルグ原則に関するもの、第二は人類の平和及び安全に関する罪に関するもの、第三は国際刑法典を提唱するものである。

刑事裁判権に関する国際裁判所の問題については、ニュールンベルグ裁判所判事のフランスのフーヴル教授は、該裁判所が戦勝国の代表のみから成って、国際社会を代表していないという理由で、真の国際刑事裁判所を設立する必要があると要請したのである。オランダ代表は、ニュールンベルグ裁判所条例及び判決の原則の履行には、国際立法によってすでに確認されている他の国際犯罪の処罰と同じく、かかる犯罪に対し裁判権を及ぼす所の国際司法機関(international judicial authority)ないしは国際刑事裁判所の存在を要望したのである。オランダ代表の提案は多数国から支持された。

ニュールンベルグ裁判所による条例の適用については、この条例は戦勝国側の一方的専断的権力の行使ではなく、それは裁判所を創設した当時存在した国際法の表明であり、それに関する限りそれ自体国際法への貢献があるとされたのである。条例は国際法上二重の根拠をもっている。第一にそれは国際法の下における権能の行使によって署名国により創られたものであること、第二に条例はその内容に関しては国際法から逸脱しないことを強調したのである。

条例中の最も重要な条項は、第二節第六条であって、それはヨーロッパ枢軸国のために行動し、同条に示されている次の如き犯罪、即ち平和に対する罪、戦時犯罪及び人道に対する罪の何れかを犯した者を審理し処罰する権限を附与している。この条項は、裁判所が「国際法の下における個人の責任」をとりあげたのである。

弁護側はフェアドロスのいうところを引用して、個人ではなくして国家のみが「国際法上の犯罪」の主体であることを主張し、犯罪とされた行為は国家の行為にほかならず、従って国家のみに責を帰せらるべきで、国家の機関とし

てその行為を犯した個人の責に帰せらるべきでないとした。政治家は自国民の利益をはかることを委任されている。

もし彼等がその政治を誤った場合、その行為の結果は彼等がそのために行動した国家が負うべきであって、彼等自身は歴史の審判によって裁かれるのである。しかし法的意味においては、彼等はその国際法違反と見なされた行為につき単に自国に対してのみ責任があるとしたのである。国家の機関としての個人によって遂行された諸行為は、国家の行為であって個人の私的行為ではなかった。戦争及び平和に関する彼等の決定に対して個人を罰することは国家の觀念を破壊するものであろう。それは現存する国際法の基本原則を放棄することによってのみなされるとしたのである。

これに対する検察側の論告は、国家の権利及び義務とはすなわち、人の権利と義務であり、もしそれが個人を拘束しなければそれは何者をも拘束しないということを確認することは何よりも必要であるというものであった。裁判所は国際法の下における個人の刑事責任を肯定することに何等躊躇しなかった。「国際法違反の罪は人間により犯されるのであって抽象的実在によるものではない。かかる罪を犯す個人を処罰することによってのみ国際法の規定は励行され得る」とし、「ある事情の下において国家の代表達を保護するという国際法の原則は、国際法により犯罪として刑の宣告される行為に対しては適用され得ない」としたのである。被告の公的地位は、国家の元首たるもまた政府各部の責任ある官職であるを問わず、その責任を免除し刑を軽減するものとして考慮されない。条例の真髄は、個人はその個人の国家により課せられた国内的服従の義務を超越する国際的義務がある。“the very essence of the character is that individuals have international duties which transcend the national obligation of obedience imposed by the individual states”とこう主張である。裁判所は、国内法の下における権利及び義務に対し国際的義務優位を肯定したのである。

最後に、裁判管轄権について、法廷(the Court)は二つの異った基礎をみとめたと思われる。条例の作成はドイツが無条件降伏した連合国による最高立法権の行使にはかならず、また占領された領域に対して立法するという連合国

の疑うべからざる権利は文明世界によって認められてきたとされたことである。またロンドン協定に基いて一九四五年六月五日ベルリンでなされた宣言に基いて、ドイツ国政府、最高司令部、あらゆるドイツ官憲が保有していた権限すべてを含むドイツに関する最高権限（supreme authority）を連合国は受任したのである。法廷は、この行為によってドイツの主権が四ヶ国の手に渡り、そこでこれらの国は国際法の下で裁判所を設立し、主要ドイツ戦争犯罪人を審理し処罰する権能を賦与されたのである。この署名国は、裁判所を設立し、その施行すべき法を定め、裁判施行規則を執行することを共同して行ったのである。

以上が国連事務総長覚書の摘要である。

四 ニューロンベルグ裁判の論評

ニューロンベルグ裁判が行われてからはや半世紀近くが経過した。それは、連合国が枢軸国を文明の名に於て厳正に裁き、戦争犯罪人を断罪することによって将来の平和を新しい法世界秩序の形で建設するための道を開いたかに見えた。国際連合は、このニューロンベルグの成果をとり入れて国際平和の軌道をつくろうとしたが、しかしこの延長線上からは戦争阻止の効果は生れて来なかった。世界史上初めて、平和に対する罪、人道に対する罪を糾弾して侵略戦争への道を封じ去ろうという試みは、その後の事態がニューロンベルグで期待されたのとは逆行した形で進行したため、失敗に帰したかに見える。それは何故であらうか。

何よりもまず、ニューロンベルグでは、東京裁判と同じく、その基点において重大な欠陥があっただけでなく、枢軸国を裁いた国自体が、その後その原則に背いて侵略行動を起したことが、ニューロンベルグ裁判の価値を減殺したのである。米国の朝鮮戦争、ベトナム戦争、ソ連のハンガリー、アフガニスタン出兵など、ニューロンベルグの原則

からすれば明らかな違法の武力行使であり、そこでは指導者の責任が問題になって然るべきであった。

戦後世界の超大国米ソは、他国に対しては侵略戦争は犯罪であると説教しながら、全人類を滅して余りある核兵器を開発し、遠隔の外国の地に兵を送ってきたのであるが、米ソは共に各自自己弁明に余念がない。米国の如き北ベトナム爆撃を侵略に対する対抗と抗弁するのであり、ソ連の側では、解放戦争、ゲリラ戦争も帝国主義に対する世界的闘争の一環として正当化するのである。第二次世界大戦後の戦争の性格から、また自国の戦争は正当化し他国の戦争は非難する結果、「侵略」の言葉にコンセンサスが不可能となったのである。⁽¹⁾戦争の概念が変れば侵略の概念も変って来るわけであるから、ニュールンベルグ裁判の原則があてはまらなくなるのも当然である。この結果を招いたのは、米ソ両超大国が与って責任があるといわねばならない。

それ故に、戦後の米ソの行動がニュールンベルグを裏切るならば、われわれはニュールンベルグを武器として米ソの行動をたたすべきであり、ニュールンベルグの法が法であるならば、ドイツを裁いた国はドイツを裁いた法で裁か
るべきであるという議論が出て来るのは当然といえよう。⁽²⁾

ニュールンベルグ裁判の政治的考察に入る前に、ニュールンベルグ裁判に対する国際法的視座からの批判はきわめて豊富適切なものがあるのでそれを述べることにする。国際法専攻でない筆者は、ただ東京裁判に関する国際シンポジウムの記録の中から、西独のクヌート・イブセン教授と極東軍事裁判におけるオランダ代表判事であったB・V・A・レーリング教授、それと、大沼保昭教授の論点を借述することにとどめたいと思う。

イブセン教授は、東京裁判とニュールンベルグ裁判に適用された法原則はその後の国際法にいかなる影響を与えたのか問題を提出したのである。

ニュールンベルグ国際軍事裁判所の場合は、「条例は、戦勝国による恣意的な権力の行使ではなく、設置当時存在した国際法の表現である」と述べられるが、平和に対する罪、人道に対する罪は果してその裁判所の管轄に属する

犯罪であつたであらうか。⁽³⁾

条例は、平和に対する罪を、「宣戦を布告せるまたは布告せざる侵略戦争、もしくは国際法、条約、協定または保障に違反せる戦争の計画、準備、開始または実行もしくは右諸行為の何れかを達成するための共通の計画または共同謀議への参画」と定義しているが、ニュールンベルグ裁判の行われるまでは、国際慣習法は、条例のその具体的な条項のように精細に定式化された規則を含んでいなかったことが明らかである。侵略戦争を国際犯罪と規定した一九二四年のジュネーブ議定書は発効していなかった。ただ戦争に訴えることは不戦条約に対する違反行為であり、そのような戦争は国際法に照らして違法であると述べたのは正しく、この条約に違反した国家の責任は明白であつたとして、それは国家が国際法の主体として有責であつたのであつて、個人の責任ではなかった。いいかえるならば、当事国に対する義務を規定した条約から、その当事国の個人責任を導き出すことは不可能であつたのである。

しかも個人責任は必ずしも刑事責任を意味しない。個人が責任を問われるべき行為は、前もつて刑法に規定された場合に限り、裁判と処罰の対象とされることはひろく文明国によつて認められた法の一般原則である。「法律なければ犯罪なし」という法諺は、一般的な正義の原則である。したがつて、不戦条約違反を国際刑法の法源とみなすことは出来ないのである。

ニュールンベルグ裁判所は、法的基礎において、

(一) 条約義務違反に対する国家責任は個人責任におきかえされたこと

(二) この個人責任は新たに創出された国際刑法の根拠とされたこと

の二点において、当時の国際法の枠組を逸脱していた。それ故に、平和に対する罪について国際軍事裁判所の管轄権は疑わしいという論述がなされたのである。

レーリング教授は、ニュールンベルグ裁判ではピッドル米国代表判事が、現行国際法は平和に対する罪を当初認め

ていなかったのに拘らず、しかも、ニュールンベルグ裁判所条例の制定当時すでに平和に対する罪は存在していたという判決に署名した事実を指摘している。⁽⁴⁾ また米国はかつて刑事裁判は既存の国際法に低触するという立場をとっていたに拘らず、一九四五年になって平和に対する罪、侵略の罪を犯した者を訴追することをジャクソン判事は強行したのである。侵略戦争を仕かけることは犯罪であり、いかなる政治的、経済的事情も侵略戦争を正当化するものではないとし、その責任者を刑事裁判にかけることを主張してこれをニュールンベルグ裁判所条例に織りこんだのであるが、それは後にマックアーサーによって東京裁判にとり入れられたのであった。ジャクソンは平和に対する罪をつくる法こそ世界が必要とし、それが平和に対する罪の訴追と処罰により成熟するであろうと考えたのである。

なお、ニュールンベルグでは、条例の規定の合法性を審査することは裁判所の職務ではないという判断を下しながら、ニュールンベルグ条例は、その制定当時の国際法に適合していたと結論づけている。ニュールンベルグ裁判には、東京裁判と同様に数々のマイナスの側面があるが、しかしこの審判が人類の緊急に必要としていた法の発展に貢献したことは否定できない。国連はニュールンベルグ判決で定められた諸原則を採択し、ここに平和に対する罪は国際法の一部として公認されるに至ったのである。いまや戦争の禁止は強行法規となったのであり、戦争の禁止と平和に対する罪の概念は平和と人類存続のための条件となったのである。

このレーリング教授の平和に対する罪は国際法の一部として受け入れられたという意見に対し、イブセン教授はニュールンベルグ、東京裁判以後いかなる国際的文書も平和に対する罪を規定していないと反論しているが、ニュールンベルグ以来すでに八十以上の武力紛争があり、六十ヶ国以上が関係し少くとも三十ヶ国が侵略国になっている。⁽⁵⁾ ニュールンベルグ裁判と東京裁判の法は有効とはいえず、現時点では戦争勃発防止に役立っているとは思われないのである。

ニュールンベルグ裁判の判決、侵略戦争の開始と実行の罪を犯した指導者たちへの有罪判決は「法における画期的

出来事」であつた。のみならず、最も革命的なことは、適用された法の本質は、個人が、それぞれの国家が課する国内的な服従義務を超越した国際的義務を負っていることである。その判決はまた今日の超大国の行動に対する告発状にもなっているものであり、それが平和の探求に役立つべきである。最後にニュールンベルグ裁判を実現させた最大の推進者であるジャクソン判事の言葉をひいて、「他人に対して適用させる法はわれわれに対しても適用されなければならない」ということを強調したのは注目に値する。

ところで、戦争裁判についての重要な問題は、ネガティブな不公平な面に向けられるか、積極的な面に向けられるかにかかっているということであるが、このニュールンベルグ裁判の功罪についてはわが国の学者も指摘しているところに耳を傾けよう。

例えば、大沼保昭教授はニュールンベルグ裁判は、伝統的国際法の基本的観念たる無差別戦争観と主権者無答責国家行為免責の観念を正面から否定して、「平和の罪」を確立した点から国際法の新たな地平を切りひらいたと高く評価する。⁽⁶⁾のみならず、戦争指導者責任観は、近代国際法の前提をなす主権国家の枠組を解体する可能性を、したがって国際法を超越する可能性をもつものである。ニュールンベルグ裁判の意義はこの平和に対する罪が主力となっているのである。

第二次世界大戦は、何よりもまず侵略者たるファシズム枢軸国と平和維持者たる民主主義国との争いであつたが、ニュールンベルグ裁判はこの旧連合国が枢軸国を圧倒して勝利を占めたことに決定的結末をつけたのである。「平和に対する罪」は、ニュールンベルグ裁判による第二次大戦の意味づけに奉仕する最も重要な道具であつたのである。⁽⁷⁾

またニュールンベルグ裁判の国際法上の意義は、戦争の違法性の観念がそれを指導した者の刑事責任と結びついて、指導者の刑事制裁という形で現実化したことにある。ニュールンベルグでは、このような戦争指導者の刑事責任を含む戦争の違法性を連合国は圧倒的な力の優位で貫徹宣明したのである。

- (1) Eugene Davidson, *ibid.*, p. 17.
- (2) 大沼保昭著、戦争責任論序説、五四頁。
- (3) クヌート・イフセン「東京裁判の主要的な法的側面と国際法に与えた影響」国際シンポジウム、「東京裁判を問う」、三二頁。
- (4) B・V・A・レーリング「東京裁判と平和の探求」国際シンポジウム、「東京裁判を問う」、一九六頁。
- (5) 同右、二九六頁。
- (6) 大沼、前掲書、九頁。
- (7) 同右、一〇頁。

五 ニュールンベルグ裁判と東京裁判

ニュールンベルグ裁判はロンドン協定、すなわち国際軍事裁判所設置に関する協定によって条約を根拠として設定されたのであるが、東京裁判の方は米国が連合国最高司令官の下に裁判所を作り、各国に裁判官派遣を要請したものであるから、国際的合意に基いて成立したものではないという基点の相異があるのを認めなければならない。極東国際軍事裁判所条例は、極東委員会のような国際機関で作られたのではなく、一九四六年一月一九日、連合国最高司令官の名で出されているのである。⁽¹⁾ いしかえるならば東京裁判の方は軍事法廷である。占領軍の軍事法廷であって、占領業務を行うために必要な刑罰を適用したのである。裁判所の管轄においても、軍事法廷としての制約があったわけである。⁽²⁾ その意味では、ニュールンベルグと東京裁判とは、裁判所の性格が違うのである。それはその処理方法殊に量刑の上で違いが出て来たのであって、東京裁判の方が遙かにきびしかったのはその故といえる。ただ、東京裁判の方が優れていた点がなかったとはいえない。その第一は、被告の弁護人の問題である。ニュールンベルグにおいては、弁護人はドイツ国籍者だけであつたのに対して、東京裁判の場合には、日本人のみでなく米国人の弁護人もつけられ

たのである。また判事の面でも、東京裁判では中立国系からの判事が存在したことも注目すべきである。とりわけ、重大な決定については、インド、オランダなどの判事は七名の多数派判事と反対の立場に立ったことも注意すべきところである。特に、米国人の弁護人が自国の立場をすてて日本被告のために尽力したことは看過できないところである。

判決をとってみると、東京裁判の方が遙かに長く、本文だけで一二三頁に及び、これに三五〇頁の附属書がついているが、これに裁判官の個々の意見など一六〇〇頁あまりがあつて、世界史上稀有の長い判決であつた。ニュールンベルグ裁判の方の判決は、その判決も本文は二五〇頁ばかりで、東京判決の五分の一にすぎない。その内容に至つては、東京裁判の判決は、ニュールンベルグ裁判に較べて遙かにきびしく、二八被告全部が共同謀議の故に断罪され、絞首刑七名、禁固者一八名で、無罪放免は一名もなかった。

審理過程の論点で相異するところの第一は、ニュールンベルグの場合には弁論が被告側に移ると直ちに個人段階に入つたのに対して、東京裁判では個人より先に国家の責任が⁴俎上に載せられたこと、具体的には、日本の行動が侵略行為であつたか、自衛行為であつたかということが東京裁判の中心問題であつたのである。結局日本の行動は侵略行為であり、したがつて自衛行為ではなかつたことが確定されたのである。⁽³⁾

次に両裁判の相違が見られたのは、国際犯罪に対する国際的な責任、すなわち国際刑事責任の問題についてであつた。ニュールンベルグ裁判で訴追し有罪とされたのは、戦争犯罪人、犯罪の命令者であつたのに、東京裁判の方では、犯罪人そのものの告発でなく、指導者として犯罪の発生を防ぐ責任があり、且つ防ぐ権限があつたのに拘らず犯罪の発生を防止しなかつたという不作為が責任を問われたのである。いわば、上官にも責任が及ぶことが確認された点において、東京裁判は、国際責任に関する国際法に貢献したと評価されるのである。⁽⁴⁾

ニュールンベルグ裁判と東京裁判との判決に現れた事実問題として、あげなければならないのは、戦争を遂行した

主体は何であつたかについての相違である。共同謀議の本体は何であるかに関して、ドイツはナチスというはつきりしたものがあったが、日本の場合それが明確でなかつたのである。ニュールンベルグでは、ナチスはじめ起訴された六団体があつたが、東京では陸軍が共同謀議の主体であるという立場がとられたが、戦争責任の所在点ということになると天皇の問題が出て来るのにこれは除外されたこと周知の通りである。要するに、ニュールンベルグ裁判と比較して、東京裁判では犯罪的な団体の認定はされなかつたのである。それにつづいて指摘するべきことは、日本人が大陸で犯した非人道的行為については追求されなかつた。すなわち人道の罪による処罰は行われなかつたことである。

この点に関連して重要な問題は、ドイツにおいてはニュールンベルグ裁判とは別にドイツ人自身の手によってドイツ人の戦争責任の追求が行われたのに対して、日本では日本人の戦争責任が日本人自身によって行われることがなかつたということである。ウェップ裁判長が天皇が起訴されていない、天皇が訴追されていないにも拘らず、その臣下が主権者の命令に従つて行動した者を死刑にするのは不公平であるという意見、つまり主要な犯罪人が訴追されないのにも拘らず、ほかの者が訴追されるのは不公平であるという意見を表明したことは故なしとしない。⁽⁵⁾

ニュールンベルグ裁判と東京裁判できびしい判決を受けたドイツと日本は、皮肉なことに、そろつて裁いた戦勝国よりも今日豊かな平和国家になつた。それを顧みるとき、その戦争裁判を通じて世界史の審判が見られないであろうか。それだけニュールンベルグ裁判と東京裁判は無意味でなかつたといえよう。

- (1) 「東京裁判の事実と法理」、法律時報第二二巻第二号、昭二九年二月号、一八頁。
- (2) 松井康東発言、「東京裁判を問う」、一七九頁。
- (3) 横田喜三郎、東京裁判と自衛権、法律時報前掲、三頁。
- (4) レーリング発言、「東京裁判を問う」、三二二頁。
- (5) レーリング発言、同右、二五三頁。

六 結 び

ニュールンベルグ裁判は、英米ソ仏の戦勝連合国が合同して戦敗国ドイツを裁いた空前絶後の国際軍事裁判であった。それからすでに半世紀近く経った今日では、“ニュールンベルグ”の終焉はすでに久しい。現に日本では東京裁判が風化しつつあるのであるが、しかしドイツでは戦犯追求の戦争責任問題として脈々として存続しているのを看過出来ない。いわゆる「続ニュールンベルグ裁判」(subsequent Nuremberg Trials)がそれである。ドイツでは、外国からの裁きは排しても、ドイツ自らの手で戦争犯罪者追求を怠らなかったのである。この意味では“ニュールンベルグ”は未だ生きているといえよう。日本では戦犯告発追求をすべて連合国に委ねて、日本の法廷で戦犯を裁くということをしなかった。東京裁判の受けとめ方も、パール判事の「日本無罪論」を肯定こそすれ批判することをしなかったが、東京裁判を日本の過去反省の契機とすることこそが重要である。

いま最後に、ニュールンベルグ裁判のバランス・シートを検討してみるならば、その否定的評価より積極的評価の方が優っていることだけはいえるのではなからうか。その裁判がいかに欠陥多いものであったにせよ、ニュールンベルグ裁判以後、とにかく第三次大戦にはならない平和が保たれて来たことは事実である。それは“ニュールンベルグ”があったからではなく“ニュールンベルグ”にも拘らず平和が保たれたといった方がよいかも知れない。しかしニュールンベルグ裁判が果たした世界的意義を何人も否定出来ないであろう。

後 記

本書執筆の最初の契機は、未だ連合国の日本占領時代の一九四九年、連合軍最高司令部雑誌課から慶應大学法学部宛に“The Charter and Judgement of the Nuremberg Trial: History and Analysis”の邦訳方要請があったのに対して、今回退職され

る田口精一、平良教授（当時助手）と共に、筆者（当時助教授）がその翻訳を担当したことに遡る。国際法専攻でない筆者は、法律学科の新鋭の両君と国際私法の須藤次郎君と共に同書の翻訳に取組んで悪戦苦闘の末了し、これを法学研究第二十四巻、第二・三合併号に掲載した。これは全体として私達の共訳であるが、ただ補遺の部分だけは田口君の手になるものである。総括の責任は私にあるので不測の誤りがあれば私の目が及ばなかったからである。今回読み直してその誤り拙訳の数々を見出して忸怩たるものがある。しかし、このフォーリオ版九九頁の大形本を再び繕きながら、田口、平両君が熱心に協力合作されたのをなつかしく思い出す。筆者は両教授の若い日の学究業績の一部を収めた小稿を両教授の退職記念論文集に捧げることが出来たことを仕合せに思う。

資料 「ニュールンベルグ裁判所条例及び判決」の「附録 第二」及び「補遺」

附録 第二

国際軍事裁判所設置に関する協定

アメリカ合衆国政府、フランス共和国臨時政府、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国政府、及びソヴィエット社会主義共和国連邦政府による欧州枢軸主要戦争犯罪人訴追科刑に関する協定。連合諸国は、数度に亘って、戦争犯罪人は裁判に付せられるべき趣旨の宣言をなしたるが故に、

又、占領された欧州に於ける、ドイツ軍による残虐行為に關する一九四三年十月三十日のモスクワ宣言が、残虐行為及び犯罪につき責任を有し、又は、賛同的役割をなしたドイツ軍將兵及び、ナチス黨員は、此等の解放された諸国、及び其処に樹立

されるべき自由な政府の法律に従って、裁判され、処罰されるために、その憎むべき行為の行われた諸国に対し、送致されるべきであると声明するが故に、

又、右の宣言は、その犯罪が、特定の地理的所在關係を持たず、連合国諸政府の合同決議によって、処罰されるべき主要戦争犯罪人の場合に抵触するものではないと声明するが故に、

今ここに、全連合国のために、更に正当に権限を委任された代表者によって行動する、アメリカ合衆国政府、フランス共和国臨時政府、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国政府、及びソヴィエット社会主義共和国政府（以下署名国と呼称する）は、此の協定を締結したのである。

第一条 個人として、又は、組織若くは集団の構成員たる資格に於て、又は、両者の資格に於て、その何れに於て公訴されよ

うとも、特定の地理的所在関係を有しない犯罪をなした戦争犯罪人の審理のために、ドイツ管理委員会との協議の後に、国際軍事裁判所が設置される。

第二条 国際軍事裁判所の構成、裁判管轄権、及び機能は、本協定の主要な部分を構成する本協定附属の条例の中に規定される。

第三条 各署名国は、国際軍事裁判所によって審理されるべき各国によって拘禁せられた主要戦争犯罪人を、公訴及び審理の調査に役立たせるために必要な措置をとる。

署名国は、又、その何れの国の領土内にも存在しないような主要戦争犯罪人を、国際軍事裁判所に対する公訴及び審理に役立たせるために最善の努力を払わなければならない。

第四条 本協定中の事項は、犯罪を行った諸国への戦争犯罪人送致に関するモスクワ宣言によって設立された規定と何等抵触するものではない。

第五条 連合諸国(United Nations)のいずれの政府も、外交手続を通して連合王国(United Kingdom)政府に対して与えた通告により、本協定に参加する事が出来る。連合王国政府は、他の署名国及び各参加国政府に対し当該参加を通告しなければならない。

第六条 本協定中の如何なる事項も、戦争犯罪人審判のために、同盟国領土内、若くはドイツ内に設置され、又は将来設置されるべき如何なる国内裁判所、若くは占領軍裁判所の裁判権、若

くは権限を侵すものではない。

第七条 本協定は、署名の日より効力を有し、一ケ年間有効にして、爾後、如何なる署名国と雖も、本協定を破棄すべき意思の一ケ月前の通告を、外交手続によってなし得る権利を有する事を条件として存続する。右の破棄は、本協定によって既になされた如何なる手続若しくは如何なる判定とも抵触するものではない。

本件の証拠として、下名は本協定に署名したのである。
一九四五年八月八日、ロンドンに於て、英仏、露語により各四通作成され、各正文は同等の公信用を有する。

アメリカ合衆国政府代表 ロバート・H・ジャクソン
フランス共和国臨時政府代表 ロベール・フォルコ
グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国政府代表
表 ジョウイット、C
ソヴィエット社会主義共和国連邦政府代表
I・L・ニキチエンコ、A・N・トライニン

国際軍事裁判所条例

一、国際軍事裁判所の構成

第一条 一九四五年八月八日、アメリカ合衆国政府、フランス共和国臨時政府、グレートブリテンおよび北部アイルランド連

合王国政府、ソヴィエット社会主義共和国連邦政府の署名せる協定に従い、欧州枢軸諸国主要戦争犯罪人に関する公正且つ迅速な裁判及び処罰のために、国際軍事裁判所（以下裁判所という）を設立する。

第二条 裁判所は、各一名の補充裁判官の付せられた四名の裁判官によって構成される。一名の裁判官及び、一名の補充裁判官が、各署名国によって夫々任命される。補充裁判官は出来る限り、裁判所の全ての公判に出席しなければならない。如何なる裁判官も、不健康、若くはその他の理由による職務執行不能の場合に於ては、その補充裁判官が職務を行う。

第三条 裁判所、その裁判官若しくは、其等の補充裁判官は、檢察官、若しくは被告、若しくは其等の弁護人によって忌避される事がない。各署名国は、その裁判官若しくは補充裁判官を、健康若しくは、其の他適切な理由によって改任する事が出来る。但し審理中補充裁判官による以外は、如何なる改任も行ふ事が出来ない。

第四条 (a) 定員の構成には、裁判所の全裁判官、若しくは欠席裁判官に代る補充裁判官の出席を要する。

(b) 如何なる審理の開始前に於ても、裁判官は相互に各裁判官中より裁判長の選出を決定せねばならない。裁判長は、その裁判に於ける事務を管理する。但し、三名以上の裁判官の投票により別に決定する事を妨げない。次の審理に対し、裁判長の職務は逐次交代するものとする。但し、裁判所の公判が、四署

名国中一国の領地に於て行われる場合は、当該署名国の代表たる裁判官が、その裁判に於て裁判長になるものとする。

(c) 前項の場合を除き、裁判所は、多数決によって採決する。投票が可否同数に分れた場合は、裁判長の投票が決定する。但し、常に、有罪の決定及び宣告は、少くとも三名の賛成投票によってのみ下される事を条件とする。

第五条 必要な場合及び審理されるべき事件の数により、別の裁判所が設置されるべく、当該各裁判所の構成、機能及び手続は、同一にして本条例によって規律せられるべきものである。

二、裁判権及び一般原則

第六条 第一条已述の欧州枢軸諸国主要戦争犯罪人の審理及び処刑のための協定にもとづき設置された裁判所は、欧州枢軸諸国のために、個人たると組織の構成員たるとを問わず、次の犯罪の何れかをなした者を審理し処刑する権限を有する。

次の諸行為若しくはその何れか一つの行為は、裁判所の管轄権に属する犯罪で、それに対しては個人的責任が存する。

(a) 平和に対する罪 即ち、侵略戦争又は国際条約、協定若しくは保障の侵犯による戦争の計画、準備、開始若しくは遂行、又は上記の何れかを達成するための共同計画若しくは共同謀議への参劃。

(b) 戦時犯罪 即ち戦争法規若しくは慣習の侵犯。かかる侵犯は、占領地所屬の若しくは占領地内一般人民の謀殺、虐待、

若しくは奴隷労働、若しくはその他の目的のための強制移送、俘虜若しくは海上人員の謀殺、虐待、人質の殺害、公私財産の掠奪、都市町村の窓の破壊、若しくは、軍事的必要によって認められない荒廃化を包含するがこれに限定されることはない。

(e) 人道に対する罪 即ち、犯行のなされた国家の、国内法を侵犯したか、否かに拘わらず、本裁判所の管轄内にある、何れかの犯罪の遂行に当り、又はこれに関連して、戦前及び戦争中一般人民に対してなされた、謀殺、掃滅、奴隷化、強制移送、及び、その他の非人道的行為、若しくは政治的・人種的・宗教的理由に基づく迫害。

上記諸犯罪の何れかを犯そうとする共同計画、若しくは共同謀議の方式化、若しくは、執行に関与した指導者、組織者、煽動者、及び共犯者は、かかる計画を執行するに当って、何人によって遂行されたかを問わず、そのすべての行為につき責任を負う。

第七条 被告の公的地位は、国家の元首たると、政府各部の責任ある官職たるとを問わず、その責任を免除し、刑を減輕するものとして考慮されない。

第八条 政府若しくは上官の命令に従って被告が行動したという事実は、その責任を免除するものではない。但し、裁判所は、正義が要求すると決定するならば、刑の減輕に就て考慮する事が出来る。

第九条 如何なる集団若しくは組織の各構成員に対する裁判に

おいても、裁判所は（当該個人が有罪とされた行為に関連して）その個人が構成員であつた集団若しくは組織を犯罪性ある組織と宣言することが出来る。

起訴状の受理後、裁判所は適当と考える時、検察側に於て裁判所に対してそのような宣言をなすことを要求する旨の告示をなさなければならない。且つ之に對し、当該組織の如何なる構成員も、裁判所によってその組織の犯罪性に関する問題につき聴取されるべき許可を裁判所に対し申請する権利を付与される。裁判所は当該申請を許可し、若しくは却下する権限を有する。若し、申請が許可されるならば、裁判所は申請者が、代表され、聴取されるべき方法を指示すべきである。

第十条 或る集団若しくは組織が、裁判所によって犯罪性あるものと宣言された場合に、何れの署名国官憲も個人をその構成員であることを理由として、国内裁判所、軍事裁判所若しくは占領軍裁判所に於て審理する権利を有する。かかる場合に於てその集団若しくは組織の犯罪性は証明されたものと見なされ、これが問題とされる事はない。

第十一条 裁判所により有罪と決定された如何なる者も、本条例第十条に示された国内裁判所、軍事裁判所、若しくは占領軍裁判所に対し、犯罪性ある集団若しくは組織の構成員たる事以外の、他の犯罪を以て公訴され得る。且つ此のような裁判所は、有罪と決定した後、此のような団体、若しくは組織の犯罪性ある活動に於ける関与に對し、当該裁判所によって科せられた刑

罰とは別に、之に刑罰を加重する事が出来る。

第十二条 本条例第六条に規定されたる犯罪を以て公訴された者に対し、若し発見されない場合、又はその他の理由により、裁判所が裁判のために不在中の審理を行う事を必要と認めたる場合に、裁判所はその不在中にその者に対する手続を行う権利を有する。

第十三条 裁判所は、規則及び手続を作成する。此の規則は本条例の規定と抵触するものではない。

三、主要戦争犯罪人に関する審査及び訴追委員会

第十四条 各署名国は、主要戦争犯罪人の公訴に関する審理及び訴追のために、一名の主任検察官を任命する。

各主任検察官は、次の目的のため委員として行動する。

(a) 各主任検察官及びその部員の個々の事務に関する計画に對し協定する事。

(b) 裁判所によって審理されるべき主要戦争犯罪人の最終的指名を決定する事。

(c) 起訴状及びそれと共に提出されるべき文書を承認する事。
(d) 起訴状及び附属文書を裁判所に提出する事。

(e) 本条例第十三条によって規定された、手続に関する草案を作成し、その承認を裁判所に勧告する事、裁判所は、修正を以て、若しくは修正なく、勧告された規則を承認し、又は之を拒否する権限を有する。

委員会は、右の事項に於ては、多数決によって行動し、事情の許す限り、且つ、逐次交替の原則に従って議長を任命する。若し裁判所によって審理されるべき被告の指名、又は被告が公訴されるべき犯罪に関し、投票が可否同数に分れたる場合は、特定の被告は審理されるべきであり、その被告に対しては特定の公訴が提起されるべきであると提議した側によってなされた提案が採択される。

第十五条 主任検察官は、各個に、及び相互に協同して行動し、又次の任務を行う。

(a) 全ての必要な証拠の捜査、蒐集、若しくは、公判前若しくは公判に於ける提出。

(b) 本条例第十四条(c)項による、委員会の承認のため、起訴状の作成。

(c) 全ての証人及び被告の予備訊問。

(d) 公判に於て、検察官として行動する事。

(e) 分担させられた任務遂行のため代表者の任命。

(f) 検察官にとって、公判の準備及び指揮のために必要と思われるその他の事項を行う事。

何れの署名国によって留置された証人若しくは被告であっても、その国の同意なくして当該署名国の領地より引致された事がない事が了解される。

四、被告に対する公正なる裁判

第十六条 被告に対する公正な裁判を確保するために以下の手続が遵守されなければならない。

- (a) 起訴状は、被告に対する公訴を、詳細に明示する事項を洩れなく包含しなければならない。起訴状及び起訴状と共に提出された全ての文書の謄本は、被告の了解する言語に翻訳され、公判前適当な時に、被告に与えられなければならない。
- (b) 如何なる予審若しくは公判中に於ても、被告は自己に対してなされた公訴に関し、如何なる釈明をもなし得る権利を有する。
- (c) 被告に対する予審、若しくはその公判は、被告の了解する言語によって行われるか、又はそれに翻訳せられなければならない。
- (d) 被告は、自分自身の弁護を裁判所に対してなし、又は弁護人の援助を求める権利を有する。
- (e) 被告は、みずから、若しくは弁護人により、公判に於て、その弁護を維持するため証拠を提出し、且つ、検察官によって召喚された如何なる証人をも反対訊問する権利を有する。

五、裁判所の権限及び公判の処理

第十七条 裁判所は、次の権限を有する。

- (a) 証人を公判に召喚し、その出席及び、証言を要求し、訊問をする事。
- (b) 如何なる被告をも訊問する事。

- (c) 文書の作成、及びその他証拠資料を要求する事。
- (d) 証人に宣誓をさせる事。
- (e) 裁判所により指示された如何なる事務をも処理するために、職員を任命する事。之は、証拠を委託する権限を包含する。

第十八条 裁判所は左の事をなさなければならない。

- (a) 審理を、厳密に、公訴によって提起された争点の迅速な聴取に、限定しなければならない。
- (b) 理由のない遅滞を生ずる如何なる行為をも阻止するため、適切な措置を執り、且つ、如何なる不合理な答弁及び陳述をも拒否しなければならない。
- (c) 如何なる反抗に対しても、直ちに一部、若しくは更に全訴訟手続より、如何なる被告、若しくはその弁護人の排除をも包含した適切な懲罰を科す事を行わなければならない。但し、之は公訴の決定と抵触するものではない。

第十九条 裁判所は、証拠に関する専門的規則によって拘束される事がない。裁判所は迅速且つ非専門的な手続を最大限に採用し、且つ適用し、立証上価値ありと思われる証拠は如何なるものもこれを容認する。

第二十条 裁判所は、如何なる証拠についても、その性質につき通告されるべき事を要求し、それによりその適当如何を判定する事が出来る。

第二十一条 裁判所は、公知の事実に関する証明を要しないが、これを、裁判上顕著な事実として採用する。又、裁判所は、戦

争犯罪捜査のために同盟諸国中に設立せられた委員会の決議及び文書を含む連合諸国の公文書及び報告書、及び何れの連合諸国の軍事裁判所若しくはその他の裁判所の記録及び判決をも同様、これを裁判上顕著な事実として採用する。

第二十二條 裁判所の常設所在地をベルリンとする。裁判官及び主任檢察官の第一回会合は、独逸管理委員会により、指定されるベルリン市内の場所に於て開かれる。第一回公判は、ニュールンベルグに於て開かれ、以後の公判は何れも、裁判所の決定する所に於て開かれる。

第二十三條 一名若しくはそれ以上の主任檢察官が、各公判に於て訴追する事が出来る。如何なる主任檢察官の職務も、檢察官みずから、若しくは檢察官によつて委任された如何なる人によつても行われる。

被告に対する弁護人の職務は、被告の要求により、被告人自身の国の裁判所に於て、訴訟を行う資格を有する専門の弁護士によつて、又は、裁判所によつて、そのために特に委任された者によつて行われる。

第二十四條 公判に於ける手続は、次の順序をとる。

- (a) 起訴状が、法廷に於て朗読される。
- (b) 裁判所は、各被告に対し、有罪若しくは無罪の何れを主張するか訊問する。
- (c) 檢察側は冒頭陳述をなす。
- (d) 裁判所は、檢察側及び弁護側に対し、たとえ如何なるも

のであらうとも、如何なる証拠を裁判所に対し提出しようとするかを問い、且つ裁判所は此のような証拠の如何なるものについても、その受理如何を決定する。

(e) 檢察側のための証人が訊問せられ、その後、弁護側のための証人が訊問せられる。然る後、裁判所によつて受理せらるべく決定せられたる反証が檢察側若しくは弁護側の両者によつて述べられる。

(f) 裁判所は、何れの被告、及び証人に対しても、隨時、如何なる訊問をもなす事が出来る。

(g) 檢察側及び弁護側は、証言をなしたる如何なる証人及び被告に対して、訊問及び反対訊問をする事が出来る。

(h) 弁護側が法廷に意見を述べる。

(i) 檢察側が法廷に意見を述べる。

(j) 各被告は、裁判所に対し陳述をする事が出来る。

(k) 裁判所は判決を申渡し、刑を宣告する。

第二十五條 英語、仏語、及び露語及び被告人の言語により、全ての公文書は作製せられ、且つ訴訟手続が行われる。裁判所が、正義及び世論のために必要であると思考する範圍の記録及び手続は、又、裁判所が設置された、如何なる国の言語にも翻訳される。

六、判決及び刑の宣告

第二十六條 如何なる被告に対する有罪若しくは無罪の裁判所

の判決は、その根拠となす理由を付与しなければならない。且つその判決は最終にして、再審理を許さない。

第二十七条 裁判所は、被告に対し、有罪決定に基づき決定されるべき、死刑、若しくはその他の刑罰を科する権限を有する。

第二十八条 裁判所によって科せられた刑罰に加えるに、裁判所は、有罪とされた者より、その盗取した如何なる財産をも没収し、且つ、ドイツ管理委員会に対する引渡を命ずる権限を有する。

第二十九条 有罪の場合に於て、宣告刑は独逸管理委員会の命令によって執行される。同委員会は、如何なる場合に於ても、宣告刑を減輕し、又は、他に之を変更する事が出来る。但し、之に加重する事は許されない。如何なる被告と雖も、有罪と判定され、且つ、刑を宣告された後、独逸管理委員会が、その見解により、その被告に対する新たな公訴の根拠となし、新らしい証拠を発見したならば、同委員会は、正義のために顧慮し、適当と思う行為のために、本条例第十四条により設立された委員会に報告しなければならない。

七、費用

第三十条 裁判所及び公判の費用は、署名国により、ドイツ管理委員会の維持のために割当られたる資金に対して支出される。

補遺

主要日本戦争犯罪人に関する裁判

本書に対する補遺として、ニュールンベルグと東京の戦争犯罪裁判に就ての異同に関する諸点を次に記述する。

一条例

両裁判所の構成手段には、殆ど本質的差異はない。極東国際軍事裁判所条例は、ニュールンベルグの条例と同じく、平和に対する罪、通例の戦争犯罪、及び人道に対する罪の三つの範疇を想定している。第一の項目である平和に対する罪は、宣戦布告された、若しくは宣戦布告されない *declared or undeclared* 侵略戦争の計画、準備、開始若しくは遂行等を包含する、前者の文書の中には、実に僅かの相違を以て規定されているに過ぎない。イタリアック体の言葉 *declared or undeclared* が、ニュールンベルグ裁判所条例の中には現われず、それが東京裁判所条例の中に、挿入されているのは、明らかに、極東に於て、敵対行為が、両当事者の何れからも何等の布告なしに始められ、長い間継続していたという事情に基づくものである。

東京裁判所条例に於て、戦時犯罪の項目は、ニュールンベルグ裁判所条例の様に、例示されてはいない。後者の中に示された諸例のリストが全てを尽すものではないと、明確に宣言され

ている事情に鑑み、此の相違は重要性を示すものではない。

「裁判に附せられる如何なる犯罪であろうとも、其を犯そうとする共同計画、若しくは共同謀議の方式化、若しくは執行に、関与した指導者、組織者、煽動者、及び共犯者は、かかる計画を執行するに当り、何人によつて、遂行されたかを問わず、その全ての行為につき責任を負ふ。」という宣言は、東京裁判所条例に於ては、ニュールンベルグ裁判所条例の如く、独立の項に包含されていないが、其の代り、裁判に附せられるべき犯罪の種類を取扱った項の最後の部分を形成している。

東京裁判所条例は、組織に関する裁判権を、裁判所に全く附与していない。

ニュールンベルグ裁判所条例は、宣告された判決に就き、再審理の要求を企てようとしても、裁判所の有罪、若しくは無罪に就ての判定から、控訴の如き、如何なる手続の可能性をも、明らかに排除している。此のような禁止は、東京裁判所条例には包含されていない。後者により有罪とされた若干の被告の場合には、誤審を理由とする再審の手続 (proceedings in error) が、合衆国最高裁判所に於て、受理されるように企てられたが、同裁判所は、裁判権なきものとして、訴を却下した。

二 起 訴

日本の主要戦争犯罪人に対する起訴と、ニュールンベルグの裁判所に提起されたものとの根本的相違は、勿論、前者が組織

に関する公訴を包含しなかった事情は別として、それは次のようなものであった。即ち、違反、就中、敵対行為開始に関するヘーグ協約 (Hague Convention relative to the Opening of Hostilities) に違反する理由によつて、違法とされた、敵対行為の開始により、多くの連合軍、及び連合国民を殺害し、謀殺しようとする共同謀議についての公訴は、前者の中にのみ存在したという事である。

更に相違する点は、東京裁判の起訴に、人道に対する罪というような訴因のなかった事である。此の点に就ては、次の如く説明する事が出来る。即ち、ニュールンベルグの裁判に於て、科刑を要求された人道に対する根本的犯罪の一つが、ナチスのユダヤ人に対する虐待であったのに引換え、東京裁判所条例は、東京裁判所に対して、「政治的、民族的理由による虐待」に就ての公訴を受理する事を認めていたけれども、日本の戦争指導者に対しては、ナチスの場合に類似する訴因が提起されなかったという事である。他方、東京裁判に於ては、ニュールンベルグの場合と異り、不法な戦争遂行の結果として行われた謀殺や、不法な殺害に就ての特別の公訴がなされた。

恐らく、幾らか関心を持たれていると思われるもう一つの点は、次の如きものである。即ち、日本の戦争指導者に対する共同謀議の訴因は、違法であつて且つ、犯罪性ある目的のために相互に結合せるのみならず、他の侵略国、いわゆるナチス・ドイツ、ファシスト・イタリアの支配者達と結合した事を訴え

た事である。他国の支配者との共同謀議は、ドイツの指導者に對しては、訴えられなかった。

三 弁 護

日本の被告に對してなされた若干の弁護に於て、ドイツの被告に對してなされた場合には全く同様な点が見出されなかったという理由により、根本的に重要な点は次の事である。これは即ち、日本の降伏文書が、ポツダム宣言は、戦争犯罪人の訴追に關し、効力を附与されていると、規定するから、その宣言の日附の時に、國際法に於て、犯罪とされていた犯罪のみが、公訴され得る。と、主張した事である。

四 判 決

一般に東京裁判の判決は、ニュールンベルグ裁判のものと一致し、更にそれを明確したものである。かくして、東京裁判はニュールンベルグ裁判と同様にその裁判權に關する全ての抗弁を却下したのであるがそれは、東京裁判所条例の規定が、ニュールンベルグの規定に關連するものであり、更にその簡条は國際法に矛盾するものではないと言う二つの理由に基づくものである。

東京裁判は、更に、国家的政策の手段として戦争に訴える事を不法とし、このようにして戦争を計画し遂行した個人を、刑事的に責任あるものとするバリー条約の効力に關する責任を否

認するために、最高命令若しくは國家の行為を理由としてなされた抗弁の、無効である事に関する、ニュールンベルグ裁判の用語を、明かに承認しこれを採用した。

東京裁判は、「共同謀議」(conspiracy)の意味に關し、ニュールンベルグに於て行われたよりも稍々詳細なる議論を展開して、特に次のように主張して、「侵略的、若しくは不法な戦争を遂行しようとする共同謀議は、二人若しくはそれ以上の人間が、このような犯罪を犯すべき協定を結んだ時に成立する。その後、共同謀議の發展として、此のような戦争の計画、準備が続いてなされるのである。此の段階に於て、関与した者は、最初からの共謀者であるか、或はその後の協力者の何れかである。若し、後者が、共同謀議の目的及び計画を採択し、その達成の準備をするならば、彼等は共謀者となるのである。」と、述べている。併しニュールンベルグ裁判の判決に同調して、東京裁判は次の如く主張している。「裁判に附せられる如何なる犯罪であらうとも、それを犯そうとする共同計画若しくは共同謀議の方式化、若しくは執行に、関与した指導者、組織者、煽動者、及び共犯者は、かかる計画を執行するに当り何人によつて遂行されたかを問わず、その全ての行為につき責任を負う。」と宣言した東京裁判所条例の規定の文脈は、第五條(a)項 平和に對する罪の規定に結びつく。何故ならば、その規定は共同計画、及び共同謀議が犯罪であると宣言されている唯一の項目であるからであると述べている。通例の戦争犯罪及び人道に對する罪を

なすことの共同謀議は、裁判所条例によって犯罪とせられていないのであるから、その規定は、此のような犯罪には適用せられない。

国際犯罪一般に関して、東京裁判が、次のように宣言したのは注目すべきである。即ち「侵略戦争は、ポツダム宣言より遙かに前から、国際法上の犯罪とせられていた。且又、それ故に降伏文書を理由として、ポツダム宣言の日附の時に認められた犯罪のみが、公訴されるという弁論は、当たらない。」という事である。日本軍の成員であつて、俘虜でもある此等の被告は、一九二九年のジュネーヴ協約に従つて構成された裁判所によってのみ裁判され得る、という弁論も同様にして却下され、又、山下事件に於けるアメリカ最高裁判所の見解、即ち「ジュネーヴ協約の当該規定は、俘虜として犯した違反のために、俘虜に對してなされる裁判手続にのみ適用されるのであつて、戦闘員として犯した戦争法規の違反に對する訴追に就いては適用されない」という見解が、明白に採用されている。

平和に對する犯罪の項目に関する限り、東京裁判は、「侵略戦争の開始」という言葉を用いたが、これは、起訴の中に於て、實際の敵對行為の開始を意味するために用いたのと同様である。併し此のような開始は、又侵略戦争の遂行をも構成するという事實に鑑み、侵略戦争の開始、及び遂行に關する訴因を以て訴訟を提起しなかつた。この問題に就いてのこのような取扱方法は、ニュールンベルグ裁判によつて採択された所と對稱的立場

に立っている。即ちニュールンベルグ裁判は、侵略戦争の開始を、「最高の国際犯罪」として抜出したが、併し計画、及び準備は、戦争の遂行に不可欠なものであるとなした。従つて被告各個人の事件につき、侵略戦争の開始、計画、準備、遂行の中で、一つの公訴につき有罪であるか、又は、それ以上の公訴につき有罪であるかを決定するために、特に調査をしたのであつた。

しかしながら、兩裁判所とも、侵略戦争については、定義を下していない。けれども、東京裁判は、付随的に、種々ハーグ條約に於ける「一般的加入條項」(general participation clause)の効力、及び、ハーグ條約が、國際慣習法の証拠となる限度についての考慮を伴う、日本の條約關係に就ての詳細な調査の後に、「侵略戦争を遂行しようとする犯罪性ある共同謀議が存在し、且つ、此のような戦争がタイ国を除いて、全くの訴追を行つてゐる国に對して遂行された。」とは、決定している。タイ国が、「日本の行動は、侵略行為である。」として、申立を行つた」事に関する証拠は、提出されなかつた。それ故に、「此のような状況の下に於て、裁判所は、日本のタイ国への進駐は、タイ政府の意思に反するものである」という事について、根拠ある確信がないままであり、又被告が、その国に對し、侵略戦争を開始し、遂行したという公訴も、立証されないままであつた。併し、其の他に對しては、「それ等の行為は、挑発によらない不当な攻撃であり、これ等の國家の領地を獲得しようとして促進されたものであつた。侵略戦争について広汎な定義を述べる事

は、如何に困難な事であろうとも、上述のような動機によってなされた攻撃は、侵略戦争として特徴づけられざるを得ない。併し、ドイツのオーストリア、チェコスロヴァキアに対してなした「侵略行為」を「侵略戦争」と区別し、前者は単に不法ではあるが、後者のように犯罪ではないと決定しているニュールンベルグ裁判と異り、東京裁判は、単にタイ国に対してなされた行為を除き、日本によって行われた全ての敵対行為に、「侵略戦争」としての性格を付与した。此のような戦争を行おうとする犯罪性ある共同謀議の存在が立証されており、そして、「既に、之等は最高級の犯罪」とされていたのであるから、条約違反の戦争を行う事の共同謀議に関する公訴については、改めて何も宣告がなかった。

既に述べたように、戦時犯罪、及び人道に対する罪に関して、東京裁判は、侵略戦争及び条約違反の戦争遂行により、謀殺を犯そうとする共同謀議、及び通例の戦争犯罪を犯そうとする共同謀議に就いての公訴の受理を、その管轄内にないものと看做した。謀殺を犯そうとする共同謀議に就いての公訴とは別に、謀殺の公訴が、開戦前の宣戦布告のない事、又は条約の違反によって始められた事の理由によって、不法である戦争の遂行の結果として生じた殺害に就いて論告している。併し、此等の殺害について論告された不法性は、殺害の生じた戦争の、最初の不法性に基礎を置くか、又はその後の戦争法規違反、若しくは、この両者に基づくかは、起訴の中に、明らかにされていない。

そして、裁判所は、次のように述べ、「若し、最初の不法性が、主張されるとするならば、そのような戦争を、不法に遂行しようとする犯行の全体が、かかる戦争の遂行を訴えている訴因に関する論点の中に、提起されている場合、謀殺に対する訴因によつては、犯行の此の部分に関して、その目的に、正しく適合されるものではない。又、若し、戦争法規の違反が根拠とされるならば、それは戦争法規の明白な違反を訴えた訴因に基づく公訴と、重複する。」と言っている。故に、当該公訴は、継続されなかった。ニュールンベルグ裁判に提起された起訴に於て、不法な戦争の遂行の結果行われた殺害につき、特別の公訴がなされず、不法な殺害が、裁判所に戦時犯罪として、若しくは人道に対する罪として公訴され、取扱われた事は、注目されるであろう。一般にニュールンベルグ裁判と異り、東京裁判は、「戦時犯罪」と「人道に対する罪」とを区別していなかった。

ニュールンベルグ裁判所の各裁判官により、裁判上の問題に就いて、又は、それに適用された法律原理に関し、如何なる異議も述べられなかった。唯、ロシア判事の意見は、若干の被告に関する釈放、及びヘスに科せられた刑罰に就いてのみ、多数と異っている事を示した。しかしながら、フランス、オランダ、インドの判事は、東京裁判の判決と、あらゆる重要な点に於て、その意見を異にしている。アンリノ・ベルナル氏（フランス）は、次のような根拠によつて、多数意見と異にしている。即ち「東京裁判所条例は、それ自体、犯行の行われた時に存在

していた如何なる法をも根拠としていない。そして、かくも多くの裁判原理が、審理中に違反されているから、東京裁判の判決は、文明国家の法的根拠に於て、明らかに、無効とされなければならぬ。」というのである。これ等の根拠の最初のものは、又、オランダ、及びインドの裁判官によつて、各自の異議の理由として、提出された。ローリング氏（オランダ）は、又、「予想される紛争のための軍事的計画は、必ずしも侵略的計画ではない。」と宣言し、更に、「裁判所は、論告された犯罪が、第二次世界戦争の勃発以前から犯されていたと判決すべきではない。」という意見を述べた。パール判事（インド）は、又、「侵略に関する国際的に一致した定義は存在せず、極東国際軍事裁判所によつて、行われた裁判の如きは、単に勝者の敗者に対する裁判に過ぎない。」という見解を表明した。